

運営規程

(事業の目的)

第1条 笠間市が設置するケアプランセンターかさま（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業等（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態の利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営及び運営方針)

第2条 事業の実施に当たって、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において自立生活を営むことができるように配慮して、その選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公正な居宅介護支援等を行うものとする。

2 事業の実施に当たって、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、主治医、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の運営は、次条で定めるケアプランセンターの従業者によってのみ行うものとし第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ケアプランセンターかさま

(2) 所在地 笠間市南友部1966-1

第4条 事業所における従業者の職種、職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

(2) 介護支援専門員 1名以上

2 管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。

3 介護支援専門員は、利用者に対するケアプラン作成や介護保険に関する相談等を担当するものとする。

(運営日及び運営時間)

第5条 事業所の運営日及び運営時間は、次のとおりとする。

(1) 運営日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの間（祝日法による休日を除く。）を除くものとする。

(2) 運営時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、運営日以外の日及び運営時間外であっても、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う事業は、次に掲げるサービスを行うものとする。

(1) 相談受付

利用者の相談を受ける場所は、利用者の居宅又は事業所とする。

(2) 課題分析

計画を作成する際、使用する課題分析票は「居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会式）とし、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(3) ケアプラン作成

当該ケアプランに位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分したうえで、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書による同意を得ることとする。

(4) サービス担当者会議

原則として利用者の居宅で開催し、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

(5) サービス実施状況などの継続的把握及び評価

利用者に対する訪問は、おおむね1ヶ月に1回とし、ケアプランの実施状況の把握を行うとともに、利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行うものとする。

(6) 要介護認定申請の代行

(7) 市町村から委託を受けて行う訪問調査

(8) サービス事業者との連絡調整

(9) その他要介護者等の自立に必要な援助

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第20号)及び「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)によるものとする

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、原則、笠間市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速、かつ、適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は提供した事業に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要改善を行うものとする。

3 事業者は提供した事業に係わる利用者及びその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は職員の質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行についても検証・整備する。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、居宅介護支援等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存とするものとする。

2 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する

第12条（ハラスメント防止）

事業者は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- 1 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する

第13条（高齢者虐待防止）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：海方 裕幸）
 - (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年2回）
 - (3) 虐待に対する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に当該事業所又は従業員または擁護者（利用者の家族当高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 改訂（3条2項）

平成30年8月1日 改訂（6条4項）（7条2項削除）

令和 6年4月1日 改訂（12条 13条）